

## 年金予約定期預金

令和7年4月1日現在

1 商品名	年金予約定期預金
2 販売対象	<p>1. 当組合で年金のお受取をご予約していただいた方で、<u>満55歳以上、65歳未満の方</u>。</p> <p>(1) 対象となる年金は、つぎの年金の老齢年金に限らせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国民年金、厚生(船員)年金、共済年金</li></ul> <p>① <u>すでに年金を受給されている方は対象外とさせていただきます。</u></p> <p>② <u>但し、年金受給中の方の内、つぎに該当する場合、取扱対象とします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>他行で厚生年金受給中の方が共済年金ご予約の場合</u></li><li>・ <u>他行で共済年金受給中の方が国民年金ご予約の場合</u></li></ul> <p>(2) 年金のご予約時には基礎年金番号が記載されている資料のご提示をお願いします。「年金受取口座指定予約票」に署名捺印をお願いします。</p> <p>2. <u>自動継続の取扱が可能な期間</u></p> <p><u>本商品をご成約いただいている方は、つぎの(1)～(3)のいずれかに該当する日以降に迎える満期日までは対象となります。</u></p> <p><u>(満期日以降はご継続できません。)</u></p> <p>(1) <u>年金請求手続を完了された日。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>当組合を受取金融機関とし年金請求手続を完了された場合、※確認資料を提示いただくことで熟年定期預金の対象となります。</u></li></ul> <p>(2) <u>65歳に到達した日。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>「年金の繰下げ請求」をされる方が、65歳時に当組合を受取金融機関とし年金請求手続を完了された場合、※確認資料を提示いただくことで熟年定期預金の対象となります。但し、繰下げた年金が当組合での受取りとならなかった場合、熟年定期預金はご継続できません。</u></li></ul> <p>(3) <u>本商品の取扱終了日。</u></p> <p><u>(※確認資料：年金事務所から交付される「受付控」または「年金証書」等)</u></p>
3 取扱期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
4 期間	1年

5 預入方法	
(1) 預入方法	一括預入
(2) 預入金額	1,000円以上500万円以内（お一人様500万円まで）
(3) 預入単位	1円単位
6 払戻方法	満期日以降に一括して払い戻します。
7 利息	年金予約定期預金の店頭表示利率を満期日まで適用します。 （金利は店頭の金利表示板に表示します。） ※満期日以降の利率 (1) 自動継続定期の場合、継続後の利率は継続日の「年金予約定期預金」の店頭表示利率となります。 (2) 普通定期の場合、満期日以降の利息は、解約日または書換え継続時における普通預金利率を適用します。
(1) 適用金利	
(2) 利払頻度	満期日以降に一括して支払います。
(3) 計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算です。
8 手数料	手数料の定めはありません。
9 付加できる特約事項	マル優の取扱いができます。（詳しくは得意先係または窓口へお問い合わせ下さい。）
10 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第3位有効）により計算した利息とともに払い戻します。 ・ 預入期間が6か月未満の場合……解約日における普通預金利率 ・ 預入期間が6か月以上の場合……約定利率×20%
11 金利情報	金利は店頭の金利表示用モニターに表示しています。または窓口へご照会ください。
12 苦情処理措置・紛争解決措置	・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または業務部にお申し出下さい。【フリーダイヤル】0120-745-530 受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットをご用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス <a href="https://www.hiroshima-kenshin.co.jp">https://www.hiroshima-kenshin.co.jp</a> ・ 紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合業務部またはしんくみ相

	<p>談所にお申し出下さい。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立てについては、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。</p> <p>①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。</p> <p>②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</p> <p>受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>電話：03-3567-2456</p> <p>所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5</p>
<p>13 その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利息については20%（国税15%、地方税5%）の税金の対象となります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。）</li> <li>※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</li> <li>・この預金は、総合口座のお取扱いはできません。</li> <li>・この預金のお申込みは、年金のお受取を予約されている店舗に限ります。（1店舗のみ）</li> <li>・預金保険制度の対象預金です。預金保険によって元本1,000万円とその利息が保護の対象となります。（当組合に複数の口座がある場合、それらの預金元本を合計して1,000万円とその利息が保護の対象となります。）</li> </ul>